

# 蒲生俊文の俸給

堀 口 良 一

## 目 次

はじめに

- 1 蒲生俊文の辞令4通
- 2 蒲生俊文の俸給の推移

おわりに

謝 辞

注

文 献

## はじめに

近代日本における安全運動の先駆者・蒲生俊文（1883-1966年）は、東京電気に勤務していた1914年に安全運動に着手し、病床に就く1964年までの50年間を安全運動に捧げた。とくに労働災害防止運動を中心に、日本の安全運動に全力で取り組んだ第一人者である。彼は関東大震災後の1923年12月に、勤務先の東京電気を退職し、それ以降、自らの人生を安全運動に捧げ専心することになる（堀口良一 2011：100-101）。しかしながら、当時、まだ幼い長男を抱え、家族の生活を支えていかねばならなかった事情を考えると<sup>1</sup>、彼の経済的基盤が、どのような状況にあったのかを知ること、彼が安全運動へ邁進していったときの心情を知る手掛かりとなるであろう。

以下では、先に紹介した蒲生俊文の辞令44通（堀口良一 2010）に、今

回、新たに発見された辞令4通を加え、計48通の辞令を通して浮かび上がっていく彼の所得の推移を明らかにしてみる。

なお、彼が最初に勤務した東京市等の給与額は辞令に明記されていないので、ここでは東京電気に就職した1911年12月から、大日本産業報国会労務局安全部長に就いた最初の月である1941年4月までの所得（給与および賞与）を考察対象とする<sup>2</sup>。

## 1 蒲生俊文の辞令4通

蒲生俊文の辞令について、すでに前稿「蒲生俊文の履歴書および辞令」（堀口良一 2010）で紹介している。そこでは44通の辞令を掲載しているが、今回、新たに4通の辞令が見つかった。これらは、以下に紹介するように、すべて給与あるいは賞与に関する辞令である。

まず、これら4通の概要を示せば、次のようになる。辞令番号は、前稿で辞令に付したもの（辞令1～辞令44）と区別するため、ここでは辞令a～辞令dと表記する。

表1 辞令4通の概要

	日付	発令機関
辞令 a	1930年3月31日	財団法人産業福利協会
辞令 b	1930年3月31日	財団法人産業福利協会
辞令 c	1930年4月1日	社会局 <sup>3</sup>
辞令 d	1933年12月15日	財団法人産業福利協会

そして、これら4通の辞令は、以下のとおりである。ただし、次の点を踏まえた。

- ・辞令に印刷されている罫線等は略した。

- すべて縦長の用紙に記載してあるが、用紙の大小は区別していない。
- 改行は原文のとおりに表示した。
- 旧漢字を一部、改めた。
- 辞令に押印はないので、注記していない。

辞令 a

理事 蒲生俊文  
月手当百八拾円給与  
昭和五年三月三十一日  
財団法人産業福利協会

辞令 b

理事 蒲生俊文  
事務勲励二付金五拾円賞与  
昭和五年三月三十一日  
財団法人産業福利協会

辞令 c

嘱託 蒲生俊文  
自今月手当ヲ給セス  
昭和五年四月一日  
社 会 局

辞令 d<sup>4</sup>

理事 蒲生俊文  
事務勉励ニ付金六百円賞与  
昭和八年十二月十五日  
財団法人産業福利協会

## 2 蒲生俊文の俸給の推移

上で紹介した辞令4通と前稿で紹介した辞令44通を合わせて浮き彫りとなる蒲生俊文の俸給について考察してみよう。

下記の表2は、1911年12月から1941年4月までの約30年間にわたる俸給の月別推移を示している。典拠は、すべて蒲生俊文の辞令に基づいている。月別に統一して表記した関係で、年棒で給与額が示されている場合は月割りで計算し円以下の端数を四捨五入した（この場合、注で明記した）。また、月の途中で給与の支払いが始まるか終わるかしている場合、日割り計算によって当月の給与額を算出し、円以下の端数は四捨五入した（この場合、注で明記した）。また、賞与は少なくとも3回支給されているが（1930年3月、1930年12月および1933年12月）、これら3回の賞与が他の給与と区別できるよう、「+（賞与額）」と表示した。たとえば、1930年12月に給与180円と賞与540円を受けているが、この場合、「180+（540）」と示した。

なお、下記一覧に含まれない所得として、明治大学に講師（非常勤）として1922年4月から1947年3月まで勤めていたので（堀口良一 2010：114）、その給与が存在するはずであるが、額が不明なので省いた。それ以外の所得については、よくわからないが、金額としては大した額ではないと思われる。

表2 蒲生俊文の俸給の月別推移一覧（金額の単位 円）

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1911年12月	15 <sup>5</sup>						15
1912年1月	50						50
1912年2月	50						50
1912年3月	50						50
1912年4月	50						50
1912年5月	50						50
1912年6月	50						50

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1912年7月	50						50
1912年8月	50						50
1912年9月	50						50
1912年10月	50						50
1912年11月	50						50
1912年12月	50						50
1913年1月	50						50
1913年2月	50						50
1913年3月	50						50
1913年4月	50						50
1913年5月	50						50
1913年6月	50						50
1913年7月	50						50
1913年8月	65 <sup>6</sup>						65
1913年9月	65						65
1913年10月	65						65
1913年11月	65						65
1913年12月	83 <sup>7</sup>						83
1914年1月	83						83
1914年2月	83						83
1914年3月	83						83
1914年4月	83						83
1914年5月	83						83
1914年6月	83						83
1914年7月	83						83
1914年8月	83						83

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1914年 9 月	83						83
1914年10月	83						83
1914年11月	83						83
1914年12月	83						83
1915年 1 月	83						83
1915年 2 月	83						83
1915年 3 月	83						83
1915年 4 月	83						83
1915年 5 月	83						83
1915年 6 月	83						83
1915年 7 月	83						83
1915年 8 月	83						83
1915年 9 月	83						83
1915年10月	83						83
1915年11月	83						83
1915年12月	92 <sup>8</sup>						92
1916年 1 月	92						92
1916年 2 月	92						92
1916年 3 月	92						92
1916年 4 月	92						92
1916年 5 月	92						92
1916年 6 月	92						92
1916年 7 月	92						92
1916年 8 月	92						92
1916年 9 月	92						92
1916年10月	92						92

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1916年11月	92						92
1916年12月	92						92
1917年 1 月	92						92
1917年 2 月	92						92
1917年 3 月	92						92
1917年 4 月	92						92
1917年 5 月	92						92
1917年 6 月	92						92
1917年 7 月	92						92
1917年 8 月	92						92
1917年 9 月	92						92
1917年10月	92						92
1917年11月	92						92
1917年12月	104 <sup>9</sup>						104
1918年 1 月	104						104
1918年 2 月	104						104
1918年 3 月	104						104
1918年 4 月	104						104
1918年 5 月	104						104
1918年 6 月	104						104
1918年 7 月	104						104
1918年 8 月	104						104
1918年 9 月	104						104
1918年10月	104						104
1918年11月	104						104
1918年12月	119 <sup>10</sup>						119

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1919年 1月	119						119
1919年 2月	119						119
1919年 3月	119						119
1919年 4月	119						119
1919年 5月	119						119
1919年 6月	119						119
1919年 7月	119						119
1919年 8月	119						119
1919年 9月	119						119
1919年10月	119						119
1919年11月	119						119
1919年12月	119						119
1920年 1月	119						119
1920年 2月	119						119
1920年 3月	119						119
1920年 4月	119						119
1920年 5月	119						119
1920年 6月	119						119
1920年 7月	119						119
1920年 8月	119						119
1920年 9月	119						119
1920年10月	119						119
1920年11月	119						119
1920年12月	119						119
1921年 1月	119						119
1921年 2月	119						119

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1921年3月	119						119
1921年4月	119						119
1921年5月	119						119
1921年6月	119						119
1921年7月	119						119
1921年8月	119						119
1921年9月	154 <sup>11</sup>						154
1921年10月	154						154
1921年11月	154						154
1921年12月	154						154
1922年1月	154						154
1922年2月	154						154
1922年3月	154						154
1922年4月	154						154
1922年5月	154						154
1922年6月	154						154
1922年7月	154						154
1922年8月	154						154
1922年9月	154						154
1922年10月	154						154
1922年11月	154						154
1922年12月	154						154
1923年1月	154						154
1923年2月	154						154
1923年3月	154						154
1923年4月	154						154

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1923年 5 月	154						154
1923年 6 月	154						154
1923年 7 月	154						154
1923年 8 月	154						154
1923年 9 月	154						154
1923年10月	154	174 <sup>12</sup>					328
1923年11月	154	200					354
1923年12月	150 <sup>13</sup>	200					350
1924年 1 月	150	200					350
1924年 2 月	150	159					309
1924年 3 月	150		71 <sup>14</sup>				221
1924年 4 月			100				100
1924年 5 月			100				100
1924年 6 月			100				100
1924年 7 月			100				100
1924年 8 月			100				100
1924年 9 月			100				100
1924年10月			100				100
1924年11月			100				100
1924年12月			100				100
1925年 1 月			100				100
1925年 2 月			100				100
1925年 3 月			100				100
1925年 4 月			100				100
1925年 5 月			100				100
1925年 6 月			100				100

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1925年7月			100				100
1925年8月			100				100
1925年9月			100				100
1925年10月			100				100
1925年11月			100				100
1925年12月			100				100
1926年1月			100				100
1926年2月			100				100
1926年3月			100				100
1926年4月			100				100
1926年5月			100				100
1926年6月			100				100
1926年7月			100				100
1926年8月			100				100
1926年9月			100				100
1926年10月			100				100
1926年11月			100				100
1926年12月			100				100
1927年1月			100				100
1927年2月			100				100
1927年3月			100	2 <sup>15</sup>			102
1927年4月			100	50			150
1927年5月			100	50			150
1927年6月			100	50			150
1927年7月			100	50			150
1927年8月			100	50			150

年 月	支 払 先					計	
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部		大日本産業報国会
1927年 9 月			100	50			150
1927年10月			100	50			150
1927年11月			100	50			150
1927年12月			100	50			150
1928年 1 月			100	50			150
1928年 2 月			100	50			150
1928年 3 月			100	50			150
1928年 4 月			100	50			150
1928年 5 月			100	50			150
1928年 6 月			100	50			150
1928年 7 月			100	50			150
1928年 8 月			100	50			150
1928年 9 月			100	50			150
1928年10月			100	50			150
1928年11月			100	50			150
1928年12月			100	50			150
1929年 1 月			100	50			150
1929年 2 月			100	50			150
1929年 3 月			100	50			150
1929年 4 月			100	50			150
1929年 5 月			100	50			150
1929年 6 月			100	50			150
1929年 7 月			100	50			150
1929年 8 月			100	50			150
1929年 9 月			100	50			150
1929年10月			100	50			150

年 月	支 払 先					計	
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協定会産業福利部		大日本産業報国会
1929年11月			100	50			150
1929年12月			100	50			150
1930年 1 月			100	50			150
1930年 2 月			100	50			150
1930年 3 月			10 <sup>16</sup>	56 <sup>17</sup> + (50) <sup>18</sup>			206
1930年 4 月				180			180
1930年 5 月				180			180
1930年 6 月				180			180
1930年 7 月				180			180
1930年 8 月				180			180
1930年 9 月				180			180
1930年10月				180			180
1930年11月				180			180
1930年12月				180+ (540) <sup>19</sup>			720
1931年 1 月				180			180
1931年 2 月				180			180
1931年 3 月				180			180
1931年 4 月				180			180
1931年 5 月				180			180
1931年 6 月				180			180
1931年 7 月				180			180
1931年 8 月				180			180
1931年 9 月				180			180
1931年10月				180			180
1931年11月				180			180
1931年12月				180			180

年 月	支 払 先					計	
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部		大日本産業報国会
1932年 1 月				180			180
1932年 2 月				180			180
1932年 3 月				180			180
1932年 4 月				180			180
1932年 5 月				180			180
1932年 6 月				180			180
1932年 7 月				180			180
1932年 8 月				180			180
1932年 9 月				180			180
1932年10月				180			180
1932年11月				180			180
1932年12月				180			180
1933年 1 月				180			180
1933年 2 月				180			180
1933年 3 月				180			180
1933年 4 月				180			180
1933年 5 月				180			180
1933年 6 月				180			180
1933年 7 月				180			180
1933年 8 月				180			180
1933年 9 月				180			180
1933年10月				180			180
1933年11月				180			180
1933年12月				180+(600) <sup>20</sup>			780
1934年 1 月				180			180
1934年 2 月				180			180

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協定会産業福利部	大日本産業報国会	
1934年 3 月				180			180
1934年 4 月				180			180
1934年 5 月				180			180
1934年 6 月				180			180
1934年 7 月				180			180
1934年 8 月				180			180
1934年 9 月				180			180
1934年10月				180			180
1934年11月				180			180
1934年12月				180			180
1935年 1 月				180			180
1935年 2 月				180			180
1935年 3 月				180			180
1935年 4 月				180			180
1935年 5 月				180			180
1935年 6 月				180			180
1935年 7 月				180			180
1935年 8 月				180			180
1935年 9 月				180			180
1935年10月				180			180
1935年11月				180			180
1935年12月				180			180
1936年 1 月				180			180
1936年 2 月				180			180
1936年 3 月				180			180
1936年 4 月					233 <sup>21</sup>		233

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1936年 5 月					233		233
1936年 6 月					233		233
1936年 7 月					233		233
1936年 8 月					233		233
1936年 9 月					233		233
1936年10月					233		233
1936年11月					233		233
1936年12月					233		233
1937年 1 月					233		233
1937年 2 月					233		233
1937年 3 月					233		233
1937年 4 月					250 <sup>22</sup>		250
1937年 5 月					250		250
1937年 6 月					250		250
1937年 7 月					250		250
1937年 8 月					250		250
1937年 9 月					250		250
1937年10月					250		250
1937年11月					250		250
1937年12月					250		250
1938年 1 月					250		250
1938年 2 月					250		250
1938年 3 月					250		250
1938年 4 月					250		250
1938年 5 月					250		250
1938年 6 月					250		250

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協定会産業福利部	大日本産業報国会	
1938年7月					250		250
1938年8月					250		250
1938年9月					250		250
1938年10月					250		250
1938年11月					250		250
1938年12月					250		250
1939年1月					250		250
1939年2月					250		250
1939年3月					250		250
1939年4月					250		250
1939年5月					250		250
1939年6月					250		250
1939年7月					250		250
1939年8月					250		250
1939年9月					250		250
1939年10月					250		250
1939年11月					250		250
1939年12月					250		250
1940年1月					250		250
1940年2月					250		250
1940年3月					250		250
1940年4月					250		250
1940年5月					250		250
1940年6月					250		250
1940年7月					250		250
1940年8月					250		250

年 月	支 払 先						計
	東京電気	帝都復興院	社会局	産業福利協会	協調会産業福利部	大日本産業報国会	
1940年 9 月					250		250
1940年10月					250		250
1940年11月					250		250
1940年12月					250		250
1941年 1 月					250		250
1941年 2 月					250		250
1941年 3 月					250		250
1941年 4 月						400	400

## おわりに

蒲生の俸給の推移を観察してわかることの一つは、東京電気時代の最後の時期（1921年 9 月以降）に受け取っていた150円台の給与額が、辞職後、100円に落ち込み、以前と同じ給与水準に回復するのは1927年 4 月のことであった点である。この月給100円時代は 3 年間続き、しかも、その間に次女・智恵子が1926年に生まれている。長男・俊仁を含め 2 児<sup>23</sup>を抱えての蒲生家の家計は生涯における最も困難な状況にあったと思われる。また、蒲生が所属していた社会局での上司は社会局第一部長（のち職名変更にともない労働部長）に就いていた河原田稼吉（1886-1955年）で、東京帝国大学法科大学で 2 年後輩にあたるが、河原田の俸給は同時期に年俸5, 200（月割りにすれば約433円）を得ていたので（内閣印刷局 1914：13）、蒲生の 4 倍以上になる。

したがって、蒲生の俸給は、同世代の法学士と比較しても極めて低水準であったなかで、100円時代は生涯を通じて最も経済的に厳しい 3 年間で

あった。そして、この厳しい状況を蒲生は予想し、また覚悟もしていた。それは、東京電気を辞めて、身分の不安定な嘱託として社会局に身を置きながら、「専心安全運動に没頭」(蒲生俊文 1930:14)しようと決意したからに他ならない。

彼の安全運動に打ち込む姿勢は安全運動を手段ではなく目的とし、自己犠牲の上で立ち取組んだものであることが、俸給の推移からも読み取ることができる。しかし、それにもかかわらず、蒲生自身は決して悲壮感を漂わせてはいなかったし、また、家族に犠牲を強いるようなこともなかったようだ。むしろ、誇りを持って愉快に生きたように思われる。

**謝辞** 本稿で紹介した辞令4通について、ご教示いただくとともに、その利用ならびに公表について、ご承諾いただきました蒲生俊敬氏に対し、心より御礼申し上げます。

## 注

- 1 1923年当時、長女・俊子が1919年に亡くなったあと、長男・俊仁が1921年に生まれ(堀口良一 2011:88)、蒲生家は幼子を抱えていた。
- 2 考察対象の範囲を1941年4月までとしたのは、それ以後の給与等の辞令が欠けているため、その後昇給や賞与があったかどうか定かでないことと、いつまで支給されていたかが不明であることによる。
- 3 内務省社会局を指す。当時、蒲生俊文は社会局の嘱託の身分として、社会局の関連団体である産業福利協会で任務に就いていた。
- 4 辞令の表記で、肩書き・氏名の「理事 蒲生俊文」、賞与額の「六百」、および日付の「十五」は太字(墨書き)で、他は細字(ペン書き)となっている。また、辞令の用紙は、産業福利協会ではなく、社会局のものを用いている。
- 5 辞令10(堀口良一 2010:122)。ただし、1911年12月は、日割り計算で算出した。
- 6 辞令13(堀口良一 2010:123)。
- 7 辞令14(堀口良一 2010:124)。ただし、年棒1,000円を月割りにし、円以下の端数を四捨五入して83円とした。
- 8 辞令18(堀口良一 2010:126)。ただし、年棒1,100円を月割りにし、円以下の端数を四捨五入して92円とした。

- 9 辞令19（堀口良一 2010：126）。ただし、年俸1,250円を月割りにし、円以下の端数を四捨五入して104円とした。
- 10 辞令21（堀口良一 2010：127）。ただし、年俸1,430円を月割りにし、円以下の端数を四捨五入して119円とした。
- 11 辞令23（堀口良一 2010：128）。ただし、年俸1,850円を月割りにし、円以下の端数を四捨五入して154円とした。
- 12 辞令24（堀口良一 2010：129）。1923年10月および1924年2月は、日割り計算により算出した。
- 13 辞令26（堀口良一 2010：130）。ただし、4か月分600円を月割りにし、150円とした。
- 14 辞令28（堀口良一 2010：131）。ただし、1924年3月は日割り計算により算出した。
- 15 辞令30（堀口良一 2010：132）。ただし、1927年3月は日割り計算により算出した。
- 16 辞令cに記載されているように、社会局からの給与（月手当）は1930年3月まで支払われていたことがわかる。
- 17 辞令a。ただし、1930年3月は日割り計算により算出した。
- 18 辞令b。この50円は賞与である。
- 19 辞令32（堀口良一 2010：133）。この540円は賞与である。
- 20 辞令d。この600円は賞与である。
- 21 辞令34（堀口良一 2010：134）。ただし、年俸2,800円を月割りに、円以下の端数を四捨五入して233円とした。
- 22 辞令37（堀口良一 2010：135）。ただし、年俸3,000円を月割り（250円）で示した。
- 23 長女・俊子は1919年に亡くなっている（堀口良一 2011：88）。

## 文 献

- 蒲生俊文. 1930. 「日本に於ける我が安全運動と其哲学」, 芦野太藏編著『安全の闘将 蒲生俊文先生』, pp. 10-21. (堀口良一「蒲生俊文「日本に於ける我が安全運動と其哲学」他」, 『近畿大学法学』58(4): 51-69, 2011年3月, に掲載)
- 内閣印刷局(編集・発行). 1914. 『職員録』(大正十三年七月一日現在).
- 堀口良一. 2010. 「蒲生俊文の履歴書および辞令」, 『近畿大学法学』58(1): 95-139.
- . 2011. 「蒲生俊文小伝」, 『近畿大学法学』59(2-3): 81-115.

付記 本稿は、科学研究費補助金による研究課題「蒲生俊文の伝記的研究——戦前期日本における安全運動の基礎的研究——」（研究代表者・堀口良一、研究課題番号21530575、研究期間2009～2011年度、研究分野・社会学、研究種目・基盤研究（C））の成果の一部である。